## 学校法人日本体育大学利益相反マネジメントポリシー

令和3年1月18日 理事長制定

学校法人日本体育大学(以下「本学」という。)は、本来の責務である教育・研究活動を 行うだけでなく、社会の一員として、国・地方公共団体、産業界、他大学や学術研究機関、 さらに地域住民との交流等、様々な産学官連携活動を行っています。

教職員が産学官連携活動に携わる際には、教育・研究上の責務と産学官の連携先との間で 利益相反が生ずる場合があります。

利益相反を適切にマネジメントし、社会への説明責任を果たし、教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するために、本学は、ここに「利益相反マネジメントポリシー」を制定します。

## I 基本方針

- 1. 本学における利益相反マネジメントは、教職員の自主性を最大限尊重し、教職員が安心して産学官連携活動に取り組むことができる環境を整備するものです。
- 2. 本学は、産学官連携活動について適切な利益相反マネジメントを行うとともに、社会への情報開示と説明責任を果たすべく、透明性を高めます。

## Ⅱ 利益相反の定義

本法人では、利益相反を次のとおり定義します。

- 1. 教職員が産学官連携活動に伴って得る経済的または個人的利益が、本学の利益や本学における責任と衝突又は相反している状況
- 2. 教職員が兼業活動を行うことによって生じる責任と本学における責任が衝突又は相反している状況

## Ⅲ 利益相反マネジメントにおける教職員の義務

産学官連携活動に携わる本学教職員は、次のことを実践する義務を負います。

- 1. 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らの私的利益のために用いることをせず、産学官連携活動に際して利益相反が発生し得る状況にあるときは、自己申告すること。
- 2. 本学の定めるところにより、必要な情報を開示する等、最大限協力すること。